

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島・長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経て平成29年7月7日、ついに核兵器について核兵器禁止条約がニューヨークの国連本部で開かれた国連会議で122か国の賛成により採択された。

核兵器は、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法に反するものであると、当該条約が断罪したことで、核兵器が歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

また、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっている。

当該条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行なう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このような、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我が国が長年にわたり熱望してきたものである。

また、逗子市も平成16年4月に非核平和都市宣言、逗子市議会でも昭和59年に核兵器廃絶に関する決議を可決、平成27年3月には核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議を成功させ、核兵器全面禁止条約の交渉開始を求める意見書を全会一致可決しており、核兵器廃絶が逗子市民の願いである。

核の惨禍を体験し、平和憲法を持つ日本政府は、核兵器禁止条約に賛同し、積極的に行動することが求められている。

よって、逗子市議会は日本政府に対して、速やかに核兵器禁止条約に調印するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

逗子市議会